函館圏都市計画高度利用地区における建築物の制限について

〇地区名

函館駅前若松地区

〇都市計画決定年月日

平成２５年３月２９日　函館市告示第８６号

〇区域および面積

函館市若松町の一部　約０．５ｈａ

〇指定理由

本地区は，ＪＲ函館駅に面する本市の中心商業業務地に位置しているが，地区内に立地する百貨店は老朽化などにより利用状況の減少が著しく，都市機能の低下を招いている。このことから，本地区に高度利用地区を指定し，建築物の建替えを通じて土地の高度利用と都市機能の更新を図る。

〇制限の内容

・容積率の最高限度，最低限度

最高限度　６００％，最低限度　３００％

・建ぺい率の最高限度

８０％（ただし，耐火建築物にあっては１０％を加えた数値とする。）

・建築面積の最低限度

２００㎡

・壁面の位置の制限

２．０ｍ

〇計画図

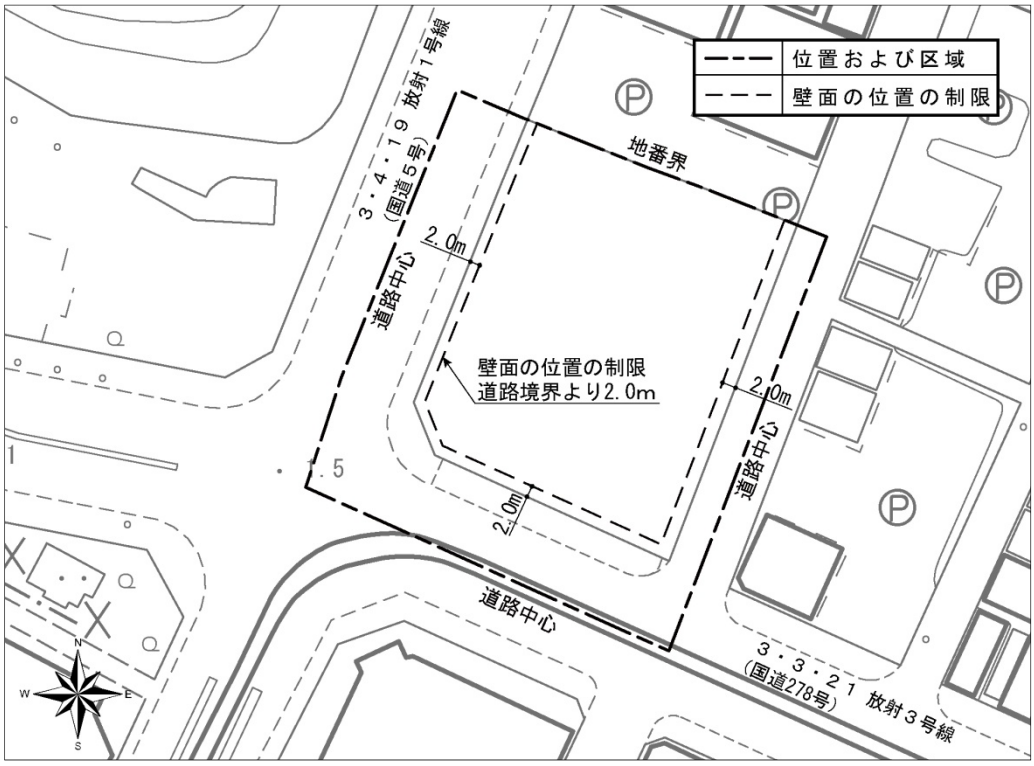

※　高度利用地区の区域および制限の内容について，ご不明な点等がありましたら，函館市都市建設部都市計画課 TEL0138-21-3360 にお問い合わせ下さい。